

監査結果公表第 27－3 号

住民監査請求に係る監査内容の公表について

平成 27 年 5 月 29 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、請求人への通知内容を八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 27 年 6 月 30 日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

監査内容については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様
(請求人代理人) 様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

住民監査請求について（通知）

平成 27 年 5 月 29 日付けで提出された地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は次のとおりである。

八尾市が一般財団法人八尾市人権協会（以下、「八尾市人権協会」という。）、八尾市人権安中・高美地域協議会（以下、「安中協議会」という。）、八尾市人権かつら地域協議会（以下、「かつら協議会」という。）に委託した違法不当な支出行為について、八尾市長に対し、本件各委託金支出当時の市長として、違法・不当な支出決定をした相手方田中誠太及びこれらの違法・不当な委託金を受けた相手方に対し返還を求める措置等を求めるものである。

平成 14 年 3 月、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限切れにより、同和対策事業は終結したが、それまで同和行政に大きな影響力を有してきた八尾市同和事業促進協議会（以下、「市同促」という。）は、「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向け努力する必要がある」として、「八尾市人権協会」に改組した。また、安中協議会及びかつら協議会も、市同促の地区協議会として発足したものであるが、市同促が組織変更するのに伴い、両協議会も「人権地域協議会」と改組された。そして、それまでの同和行政も、大阪府の「総合生活相談事業」要綱に基づく、総合生活相談事業、人権相談事業、進路選択支援事業や地域就労支援事業という人権関連の相談事業という形で存続すること

になった。

八尾市においては、現在、①八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業（以下、「CSW配置事業」という。）、②八尾市地域就労支援コーディネーター活動推進事業（以下、「地域就労支援事業」という。）、③就労・生活相談事業の各相談事業として存続し、上記団体に対して外部委託されている。

そもそも、これらの相談内容は八尾市の住民サービスとして本来、市の職員によって行われるべきものであり、八尾市において重複する住民サービスが行われており、委託の必要性も認められない。また、その相談件数も事業費の額に比べて極端に少なく、相談実態そのものの存在が疑わしいものであり、その実態は、特定同和団体に対する資金援助が目的になされているもので、違法・無効な公金支出であると言わざるを得ない。

以上のことから、1～3に記載の措置及び勧告を求める。

1 CSW配置事業について

- (1) 八尾市長は、田中誠太、安中協議会に対して、平成25年度のCSW配置事業の委託料金533万2,176円を返還するよう請求せよ。
- (2) 八尾市長は、田中誠太、かつら協議会に対して、平成25年度のCSW配置事業の委託料金552万5,441円を返還するよう請求せよ。
- (3) 八尾市長は、CSW配置事業について、安中協議会及びかつら協議会に対する委託を停止せよ。

2 地域就労支援事業について

- (1) 八尾市長は、田中誠太、八尾市人権協会に対し、平成25年度の地域就労支援事業の委託費768万円を返還するよう請求せよ。
- (2) 八尾市長は、地域就労支援事業について、八尾市人権協会に対する委託を停止せよ。

3 就労・生活相談事業について

- (1) 八尾市長は、田中誠太、八尾市人権協会に対し、平成25年度就労・生活相談事業の委託費2,419万2,000円を返還するよう請求せよ。
- (2) 八尾市長は、就労・生活相談事業について、八尾市人権協会に対する委託を停止せよ。

監査請求期間について

監査請求期間は、当該行為のあった日又は終わった日から1年であるが、正当な理由があるときは、この限りではないとされる。

平成25年度の委託費の決算については、平成26年12月5日に開催された本会議において承認されており、監査請求人らは、その存在及び内容について、平成27年1月20日発行の市議会だよりによって知り、本件監査請求に及んでいるのであるから、「正当な理由」がある。

第2 地方自治法第242条第2項に係る判断

1 請求期間

住民監査請求の請求期間については、地方自治法第242条第2項において、「住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

本件請求で対象としている財務会計上の行為は、八尾市が安中協議会及びかつら協議会に委託した平成25年度CSW配置事業に対する委託料の支出行為、八尾市人権協会に委託した平成25年度地域就労支援事業及び平成25年度就労・生活相談事業に対する委託料の支出行為であると解される。

安中協議会、かつら協議会に対するCSW配置事業委託料の最終支出日（概算払）は、いずれも平成25年10月15日である。なお、精算書起票日は、安中協議会が平成26年5月9日、かつら協議会が平成26年5月2日である。また、八尾市人権協会に対する地域就労支援事業委託料及び就労・生活相談事業委託料は毎月通常払で支出しており、最終支出日は、平成26年4月17日である。

以上のとおり、本件請求はいずれも当該行為から既に1年を経過しており、請求期間を徒過している。

2 正当な理由の有無

地方自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている（最高裁平成14年9月12日判決）。

また、相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきであるとされている（東京高裁平成19年2月14日判決）。

本件において請求人は請求期間を徒過した理由について、「平成25年度の委託費の決算については、平成26年12月5日に開催された本会議において承認されており、監査請求人らは、その存在及び内容について、平成27年1月20日発行の市議会だよりによって知り、本件監査請求に及んでいるのであるから、正当な理由がある。」と主張しているが、当該市議会だよりには本件委託事業に関する内容は特に掲載されていない。

本件委託事業に関しては、かねてより市議会において、委託事業の内容、委託先、相談件数等についての発言があり、会議録については、以下のとおり情報公開室や本市ホームページにて公開されている。

① C S W配置事業

- ・平成 25 年度決算審査特別委員会（平成 26 年 10 月 31 日）

会議録は平成 26 年 12 月 4 日より公開

② 地域就労支援事業、就労・生活相談事業

- ・平成 25 年 3 月建設産業常任委員会（平成 25 年 3 月 14 日）

会議録は平成 25 年 5 月 16 日より公開

- ・平成 25 年 3 月定例会本会議（平成 25 年 3 月 27 日）

会議録は平成 25 年 5 月 27 日より公開

- ・平成 25 年 8 月建設産業常任委員会（平成 25 年 8 月 21 日）

会議録は平成 25 年 11 月 14 日より公開

また、本市では一定額以上の随意契約に関する情報を公表しており、本件委託事業に係る契約相手方、契約金額等についても、平成 25 年度内には本市ホームページにて公開されている。

したがって、本件委託事業の存在及び概要については市議会の会議録や随意契約に関して公表されている情報にて知り得るものであり、情報公開制度の利用等により、業務状況や事業実績等の詳細な内容を知ることが可能であったと考えられる。

これらのことを勘案すると、請求人が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解され、1 年を経過していることについての正当な理由は認められないものと判断する。

第 3 結論

以上のことから、本件監査請求は地方自治法第 242 条第 2 項の要件を満たさない
ので、請求を却下する。